

命 令 書

旭川市豊岡1条1丁目4番11号

旭川労働センター内

申 立 人 旭川地域一般労働組合

上記代表者 執行委員長 A

旭川市豊岡1条1丁目4番11号

旭川労働センター内

申 立 人 旭川労働組合総連合

上記代表者 議 長 B

東京都港区西麻布1丁目11番8号

被 申 立 人 株式会社トライアイ

上記代表者 代表取締役 C

上記当事者間における平成24年道委不第8号トライアイ不当労働行為事件について、当委員会は、平成24年12月28日開催の第1724回公益委員会議において、会長公益委員樋川恒一、公益委員成田教子、同亘理 格、同浅水 正、同加藤智章、同朝倉 靖及び同國武英生が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人が申し入れたD及びEの未払賃金及び解決金の支払についての団体交渉に速やかに応じなければならない。
- 2 被申立人は、次の内容の文をA4判縦長白紙にかい書で明瞭に記載し、その文書を申立人に対し、本命令書写しの交付の日から10日以内に手交しなければならない。

記

当社が、貴組合に対して行った次の行為は、北海道労働委員会において、労働組
合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにします。

記

当社が、貴組合から申し入れられたD氏及びE氏の未払賃金及び解決金の支払
についての団体交渉に応じなかったこと。

平成 年 月 日（手交する日を記載すること）

旭川地域一般労働組合

執行委員長 A 様

旭川労働組合総連合

議 長 B 様

株式会社トライアイ

代表取締役 C



理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

D（以下「D」という。）、E（以下「E」という。）及びF（以下「F」とい
う。また、D、E及びFを総称して「Dら」という。）は、被申立人株式会社ト
ライアイ（以下「会社」という。）旭川支店の社員として勤務していたが、平成
23年1月25日（以下年月日の表記に当たっては平成の元号を省略する。）に
会社旭川支店（以下「旭川支店」という。）が閉鎖され、その後自宅待機となり、
賃金の支払が遅延するようになってきたことから、Fは同年10月31日、D及
びEは同年11月30日をもって会社を退職した。

その後、Dらは、申立人旭川地域一般労働組合に加入し、同組合及びその上部団体である申立人旭川労働組合総連合（以下申立人両組合を併せて「組合」という。）は、会社に対しDらの未払賃金及び賃金支払の遅延や退職手続の遅延によって受けた損害に対する解決金の支払について団体交渉の開催を求めたものの、組合に対し一切連絡してこなかった会社の行為が、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして救済申立てがあった事案である。

2 請求する救済内容の要旨

組合が請求する救済の内容は、次のとおりである。

- (1) 会社は、組合が24年3月8日付けで申し入れたDらの未払賃金及び解決金の支払についての団体交渉を拒否してはならない。
- (2) 陳謝文の掲示及び新聞広告の掲載

3 本件の争点

会社の対応が、法第7条第2号の不当労働行為に該当するか。

第2 当事者の主張の要旨

組合は、会社が組合の要求に対して回答しないだけでなく、一切連絡をしてこない経過からみて、組合からの要求書の受領、連絡を事実上拒否していると認められ、会社の対応は、組合と会社が距離的に離れていることを利用して、組合からの要求や団体交渉の申入れを拒否する法第7条第2号に該当する不当労働行為であると主張する。

一方、会社は、組合の要求に何ら回答することなく、本件に関する主張及び立証を全く行っていない。

第3 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人旭川地域一般労働組合は、13年12月12日に、旭川市内及びその近郊の労働者で結成された個人加入の労働組合であり、組合員110名を擁し、申立人旭川労働組合総連合に加盟している。

申立人旭川労働組合総連合は、元年11月19日に結成され、組合員約

1,500人を擁する連合団体である。

- (2) 会社は、肩書地において、電話を利用したマーケティングリサーチなどを業としており、旭川市、横浜市、高知市、福岡市及び大分市に支店を置いていた。会社全体の従業員数は不明だが、旭川支店の従業員数は、事実上閉鎖された22年11月22日の時点で4名であった。

2 救済申立てに至る経緯について

- (1) Dは、13年11月27日、Eは、16年12月3日、Fは、22年7月1日に、テレフォンオペレーターとして旭川支店に採用され、21年4月から、Dは旭川支店支店長、Eが同副支店長を兼務していた。

なお、支店長、副支店長としての役割は、次のとおりであった。

まず、従業員の賃金については、就業規則に基づいて給与計算、給与の振込みは行うが額の決定に関与することはなく、次に営業活動についても本社で行われ、支店長らはクライアントの要請に応じ打合せに出席する程度であった。また従業員の採用については、受付業務の業務量に応じ、オペレーターの採用を本社に申請し了解を得た上で、支社で面接の上採用するという方法をとっており、会社の備品なども、C代表取締役（以下「代表取締役」という。）の裁可を仰ぎ承認が得られてはじめてインターネット販売会社に直接注文するものの支払は全て本社で行っていた。このような業務を行うほかは、支店長、副支店長は、支店における従業員のシフト管理などが主な業務であった。

（甲12、D証言・第1回審問調書2、13頁以下）

- (2) 22年11月22日、旭川支店は、ビルのオーナーから、家賃の未払を理由に電気と灯油の使用を止められたため、同支店は使えなくなり、事実上閉鎖されたことから、翌23日、会社は、Dらに「指示があるまでは自宅待機」を命じた（甲12、D証言・第1回審問調書4頁以下、16頁）。
- (3) 23年1月25日、代表取締役が旭川市を訪れ、DとEに対し「23年2月15日までに旭川支店を退去することになったため、全ての備品を期日まで片付け、何もない状態にすること」を命じた（甲12、D証言・第1回審問調書5頁）。
- (4) 同年1月26日から同年2月15日までの平日につき、DとEは、毎日出勤して撤収作業を行い、その後も、各自の自宅において、私物のパソコンを使用

して、旭川支店従業員の給与計算、シフト管理、助成金添付書類の作成、送信、旭川支店の口座から個人口座別の振込、会社との連絡などの業務を行った。また、臨時業務として、代表取締役からの指示で、四国と北海道の自治体への営業活動に関する旅費等の費用についてインターネットを活用した調査や、在宅業務に関する費用の調査などを実施した。

なお、賃金は、22年の途中からは、月末締め翌々月10日払いであり、自宅待機中も支払われていたが、23年1月分（同年3月10日支払予定期日）から支払が遅れるようになった。

（甲2の1から3まで、12、D証言・第1回審問調書4頁以下、17頁）

- (5) 賃金の支払が遅延するようになってきたことから、Fは、同年9月30日、同年10月31日をもって退職する旨、D及びEは、同年10月28日、同年11月30日をもって退職する旨、それぞれ会社宛に退職届を送付した。なお、この間の同年10月18日、Dらは、旭川労働基準監督署を通じ三田労働基準監督署に、会社の賃金未払を申告した（甲1の1から3まで、12、D証言・第1回審問調書2頁以下、15頁以下）。
- (6) 同年10月31日、会社は、同年8月分賃金を旭川支店の口座に振り込み、同年11月1日、Dは、支店長業務として同賃金を各従業員の口座に振り込んだが、賃金の支払はこれが最後となり、Fについては、同年9月及び10月分賃金の合計27万円、Dについては、同年9月から11月分賃金の合計52万5,000円、Eについては、同年9月から11月分賃金の合計49万5,000円が未払であるとされている（甲2の1から3まで、12、D証言・第1回審問調書2頁以下、17頁）。
- (7) 同年11月2日、Dらは、申立人旭川地域一般労働組合に加入し、申立人旭川労働組合総連合のB議長（以下「B議長」という。）と相談の上、F、D及びEの連名で、会社に対し、離職票や社会保険の資格喪失手続などを速やかに行うこと及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第23条に基づく1週間以内の賃金支払を求めた「要請書」と題する書面を簡易書留で送付し、同月4日、会社に到達した（甲3の1及び2、D証言・第1回審問調書6頁、B陳述・第1回審問調書20頁以下）。
- (8) 同年12月1日、DとEは、上記(7)で送付した「要請書」の内容に、さら

に具体的に関係書類の提出期限なども記載した「要請書」と題する書面を簡易書留で送付し、これも会社に到達したが、会社は離職票や社会保険の資格喪失手続を行わなかったことから、Dらは、離職票については、ハローワーク旭川への要請により入手し、社会保険については、年金事務所や旭川市で自ら手続せざるを得ない事態となった（甲4、12、D証言・第1回審問調書6頁以下）。

- (9) 24年1月12日、組合は、会社本社宛に、Dらの未払賃金の支払、賃金の支払遅延や退職手続の遅延により生じた損害に対する解決金（各人10万円、計30万円）の支払及び団体交渉の開催を要求する「要求提出と団体交渉の申し入れ」と題する書面（以下「団交申入書」という。）を簡易書留で送付したが、同月22日、受取人不在で返送されてきた（甲5、6、12、B陳述・第1回審問調書22頁）。
- (10) 同年2月28日、組合は、会社の「履歴事項全部証明書」に記載されている代表取締役の住所宛に団交申入書を送付したが、同年3月2日、「あて所に尋ねあたりません」として返送され、同年3月6日に送付した会社の実務担当者と思われる「柏崎」宛の団交申入書も受取人不在で返送されてきた（甲7から10まで、B陳述・第1回審問調書23頁）。
- (11) 同年3月8日、組合は、会社が団交申入書を意図的に受理していないのではないかと考え、組合名の印刷されていない封筒を用い、差出人をB議長の個人名とし、宛名を会社御中として団交申入書を内容証明郵便で送付したところ、同月10日、これは会社に到達した（甲11の1及び2、B陳述・第1回審問調書23頁）。
- (12) 三田労働基準監督署は、前記(5)のDらの申告をうけ、同監督署の監督官が電話連絡や会社訪問をしたものの、代表取締役と面会することができず、出頭命令にも従わないため、同監督署は、24年3月15日を是正期日として是正勧告を行ったものの、結局「行政指導の限界」を理由に申告処理を終了した（甲12、D証言・第1回審問調書7頁）。
- (13) 24年3月26日午前10時頃、B議長は、団交申入書が会社に到達した後にも全く連絡がなかったことから、会社に電話したところ、「G」と名乗る男性が電話に出て、「自分は電話対応を委託されている。会社の人はいない。明日ならいる」と対応したので、翌日午前10時頃、会社に電話したところ、アル

バイトであるという男性が電話に出て「正社員はいない。いつ来るか分からない」と対応した（B陳述・第1回審問調書24頁）。

(14) 同月28日午前10時頃、B議長が会社に電話すると、「G」と名乗る男性が出て「会社の間はいつ来るか分からない。ファクシミリの番号も分からない」と対応した。B議長は、上記3回の電話対応者のいずれかに対して、団体交渉の申入れとは言っていないものの、身分と名前を明かした上で、Dらの賃金支払の件について、退職時の手続等を早くするよう会社の人に伝えてもらえますかと話した（B陳述・第1回審問調書28頁以下）。

(15) 同年4月9日、組合は本件救済申立てをした。

なお、D及びB議長は、申立後に会社への要求を取りやめる意向を示したFを除いて、D及びEに関する退職諸条件の団体交渉を要求する旨述べている（D証言・第1回審問調書12頁、B陳述・第1回審問調書25頁）。

また、会社は、本件審査において、答弁書、準備書面等を一切提出せず、調査及び審問にも出頭せず、当委員会に対し一切連絡がない。

第4 判 断

1 不当労働行為の成否について

(1) 申立人旭川地域一般労働組合は、個人加入の組合ではあるものの、D及びE両組合員が、それぞれ旭川支店の支店長及び副支店長であったことから、両名が法第2条第1号ただし書のいわゆる会社の利益代表者に当たるか一応問題となるところであるが、前記第3の2の(1)、(5)及び(8)で認定したとおり、両名が人事・労務管理を担っていた又は経営上の機密事項を扱っていたとの事実がうかがえないことに加え、両名は既に会社を退職した上で自らの未払賃金等を求めている事実からすれば、両名が会社の利益代表者に当たらないことは明らかである。

以下、会社の行為が団体交渉拒否による不当労働行為に該当するか検討する。

(2) 法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者」には、既に雇用関係が終了している者であっても、在職中に未解決の労働条件に関する懸案事項が継続している場合には同号の労働者に含まれ、使用者は、その者が所属する労働組合から、当該懸案事項について時機に遅れず合理的な期間に団体交渉を申し入れら

れた場合、それに応諾する義務を負うものと解するのが相当である。

このことを本件についてみるに、上記(1)のとおり、D及びEは既に会社を退職しているものの、組合が会社に要求している団体交渉事項は、前記第3の2の(9)で認定したとおり、組合員の未払賃金の支払と、会社による賃金の支払遅延や退職手続の遅延により生じた損害に対する解決金の支払についてであり、これらが在職中に未解決の労働条件に関する懸案事項に当たるとは明らかであり、また、組合は、Dらの諸般の退職手続が終了した後、速やかに団体交渉を申し入れ、前記第3の2の(11)で認定したとおり、団交申入書が24年3月10日に会社に到達しているのであるから、会社は本件について団体交渉応諾義務があるものと解される。

会社は、この組合の団体交渉要求に対し、前記第3の2の(13)から(15)までで認定したとおり、組合に一切接触してこない対応によって、組合の団体交渉の機会はおろか組合が会社に団体交渉の実施を説得する機会すら奪っていることは明白であるから、会社の行為は、正当事由のない団体交渉拒否に当たり、法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

2 救済方法

以上のとおりであるが、前記第3の2の(15)で認定したとおり、救済申立後においては、組合は、D及びEについてのみ団体交渉を要求していることから、主文1のとおり命令することとし、陳謝文の掲示等については、組合が会社と接触できていない事実を踏まえ、主文2の救済方法が適当であると判断する。

3 結論

よって、当委員会は、法第27条の12及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第43条の規定により主文のとおり命令する。

平成24年12月28日

北海道労働委員会

会長 樋川 恒一 (印)